

令和2年第2回（6月）大磯町議会定例会

議 案 第 27 号 説 明 資 料

令和2年6月2日

大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例

資 料

改正概要	-----	1
改正内容	-----	1～2
新旧対照表	-----	3～5

町 民 課

大磯町国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和2年3月10日に厚生労働省から、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点として、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合及び発熱等の症状があり感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備するために、市町村等の国民健康保険の保険者が、被用者に傷病手当金を支給する場合の概要が示されました。

神奈川県からは3月11日付で、国民健康保険法第58条第2項に規定されている傷病手当金の支給に向けた整備を図ることの要請がされたことにより、大磯町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

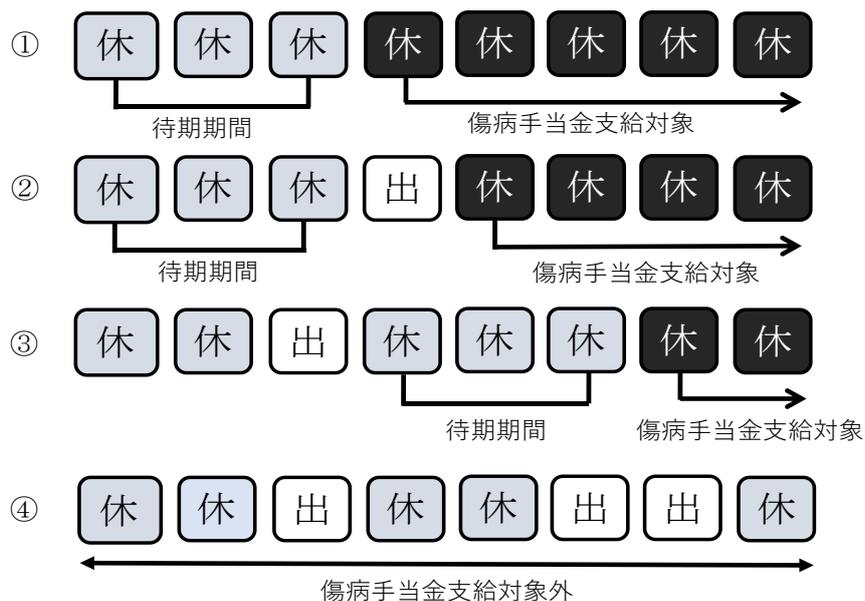
(1) 対象者

国民健康保険の加入者のうち、給与等の支払いを受ける立場にある「被用者」で、新型コロナウイルス感染症の感染等に係る療養のため労務に服することができない間に給与等の全部又は一部を受けることができなかった者となります。

(2) 支給対象期間・支給対象日数

新型コロナウイルス感染症に感染等し、労務に服することができなくなった日から起算して連続した3日を経過した日から、最長1年6月までが支給対象期間となり、うち、労務に服することが出来なかった日数が傷病手当金の支給対象日数となります。

【例】



(3) 支給額

直近の継続した3月間の
給与等の収入の合計額を $\times \frac{2}{3} \times \text{日数} = \text{支給額}$
就労日数で除した金額

(4) 適用期間

令和2年1月1日から規則で定める日（令和2年9月30日）までの間

(5) 施行日

公布の日から施行します。

大磯町国民健康保険条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第7条 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略</p>
<p><u>（傷病手当金）</u></p>	
<p>第8条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与等を行い、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日からその労務に服することができない期間のうち労務に服することを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。</p>	
<p>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月の前月を含む直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する額（その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級のうちの最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その額とする。</p>	
<p>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。 <u>（傷病手当金と給与等との調整）</u></p>	
<p>第9条 前条第1項の期間において、給与等の全部又は一部の支払を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当</p>	

改正案	現行
<p>金を支給しない。ただし、その一部の支払を受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p> <p>2 前条第1項及び前項ただし書の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>3 前条第1項の期間において、同一の事由につき、労働基準法（昭和22年法律第49号）第76条の規定による休業補償若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による休業補償給付及び休業給付を受けることができる者、又はこれらの法令以外の法令により国若しくは地方公共団体の負担において給与等の補償に関する給付を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</p>	
<p>第5章 保健事業 (保健事業)</p>	<p>第5章 保健事業 (保健事業)</p>
<p>第10条 省略</p>	<p>第8条 省略</p>
<p>第11条 省略</p>	<p>第9条 省略</p>
<p>第6章 国民健康保険税</p>	<p>第6章 国民健康保険税</p>
<p>第12条 省略</p>	<p>第10条 省略</p>
<p>第7章 罰則</p>	<p>第7章 罰則</p>
<p>第13条 省略</p>	<p>第11条 省略</p>
<p>第14条 省略</p>	<p>第12条 省略</p>
<p>第15条 省略</p>	<p>第13条 省略</p>
<p>第16条 省略</p>	<p>第14条 省略</p>
<p>第8章 雑則 (規則への委任)</p>	<p>第8章 雑則 (規則への委任)</p>
<p>第17条 省略</p>	<p>第15条 省略</p>

改正案	現行
<p data-bbox="203 204 297 236">附 則</p> <p data-bbox="120 248 1117 370">この条例は、公布の日から施行し、改正後の大磯町国民健康保険条例第8条及び第9条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。</p>	